

## グループホーム、ケアホーム入居者への補足給付関係Q & A

平成 23 年 9 月 28 日

問1) グループホーム、ケアホームの入居者への補足給付については、事業者への代理受領により支給することだが、利用者から、代理受領の同意書をあらためて提出してもらう必要があるか。

答1) この補足給付の支給は、事業所による代理受領となるため、利用者の代理受領の同意が前提となります。

代理受領の本人同意確認の方法については、平成 22 年 6 月 9 日付事務連絡（別添）を参考にしてください。

問2) グループホーム、ケアホームの入居者への補足給付は、1 月未満の体験利用の場合にも適用されるのか。またその場合の決定方法、算定方法はどうか。

答2) 体験利用についても、補足給付の対象となります。この場合、体験利用料金や、1 月未満の家賃の取扱い（日割り計算等）がわかる書類が必要です。（事業者の家賃額証明書については、別添参考様式の記載例の通り。）

（例）月額家賃 30,000 円、日額家賃 1,000 円のグループホームを 7 日間体験利用する場合

- ・ 特定障害者特別給付費決定額 : 月額 10,000 円（この額は上限）
- ・ 実際の支給額 : 1,000 円×7 日間=7,000 円（実際に家賃として要した額を請求する。）

問3) グループホームの入居者で、就労しており、会社から住宅手当が出ている場合、給付額はどうか。

答3) 住宅手当などが会社から支給されている場合は、その額を差し引いた自己負担額が補足給付の対象となります。申請に際しては、家賃の額のわかる書類と、給与明細など住宅手当の額のわかる書類が必要となります。

（例）月額家賃 15,000 円で、住宅手当が 8000 円支給されている場合

- ・ 特定障害者特別給付費決定額 : 月額 7,000 円（15000 円－8,000 円）

# 参考

事務連絡  
平成22年6月9日

各市町障害福祉担当課長 様

広島県健康福祉局社会福祉部障害者支援課長  
(〒730-1185 広島市中区基町 10-52)

## 自立支援給付費支給事務に関する運用について

平成22年3月25日付け「平成21年度自立支援給付費支給事務等実地調査の結果について」により、自立支援給付費の代理受領に関する利用者の同意の確認方法として、契約内容報告書（様式第26号）により確認することとし、これに伴い当該様式を変更したところですが、次のとおりQ&Aを作成しましたので、御了知の上、業務の参考にしてください。

（代理受領の同意確認）

Q 法定代理受領の本人同意の確認については、事業者から必ず変更された新様式の提出を求めなければならないのか。

A 市町や事業者への実地調査・実地指導を行った結果、県内の多数の事業所で法定代理受領の同意が確認できませんでした。このため、契約内容報告書作成時に法定代理受領の同意を取り、その様式で確認できれば、市町や事業者とも適切な事務処理ができるため新様式をお示したところです。

新様式で報告していただくことが基本となりますが、事業者からの新様式による報告が難しい場合には、旧様式の裏面に代理受領に関することを記入する方法や別紙（事業者が利用者から代理受領の同意を得た旨を記載した書類（任意様式））を提出する方法などによって、利用者の代理受領に係る同意確認をしても構わない。

障害者福祉グループ

担当 渡邊

TEL 082-513-3157

(参考様式)

記載例

共同生活住居の家賃額証明書

平成23年9月20日

〇〇市(町)長 様

事業者名 (契約者名) 社会福祉法人 〇〇 〇〇

代表者名 理事長 □□ □□ 印

下記の者との間で、共同生活住居の利用に係る利用契約を締結していることを次のとおり証明します。

事業所番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
事業所名	グループホームひろしま									
受給者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
利用者氏名	広島 太郎									
共同生活住居名	グループホームひろしま第1ホーム									
契約期間	平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日									
家賃額 ※1	月額					20,000 円				
	日割計算の有無※2					有		無		

※1 家賃額

※2 日割計

・契約書に記載した期間を記載  
・契約期間の定めがない場合は、開始日を記載し、終了日については、余白に無期限と記載  
・自動更新の場合は、当初の契約期間を記載し、余白に「〇年ごとに自動更新」と記載

金額を記載すること

の体験利用を想定

担当者名	〇〇 △△
連絡先	082-〇〇〇-△△△△